

質問番号	11 - 2
------	--------

平成28年第2回定例会

答弁資料（一般質問）

一問一答方式

質問者 中西 智子 議員

質問要旨

2. 障がい者施策の諸課題を問う

- ① あかつき園の建て替えについて
- ② 大阪弁護士会からの警告および勧告に対する対応について
- ③ 箕面市指定ゴミ袋製造の公平・公正なシェアについて

答 弁 者 健康福祉部長

2. 障害者施策の諸課題を問う

- ①あかつき園の建て替えについて、何をどのように検討し、何に時間がかかっているのか。素案を作成するための工程は、どこまで進んだのか。10年先を見据えた利用者数の推計は行われたのか。また、その数値は。関係団体やあかつき福祉会、箕面市障害者市民施策推進協議会などから幅広く意見聴取は行ったのか。計画素案はいつ提案されるのか。

<答弁>

市立障害者自立支援センターあかつき園の建て替えについて、ご答弁いたします。

あかつき園の建替構想の現在の検討状況ですが、通所系障害福祉施設のサービス必要者数を推計し、平成47年には1,777人分の資源が必要という結果となりました。これを受け、本年2月に策定した箕面市立地適正化計画において、誘導すべき都市機能として「通所系障害福祉施設」を位置づけました。

現在は、障害支援区分ごとのサービス利用状況やニーズの分析を行い、生活介護サービスの最適な事業規模等の推計を進めるとともに、あかつき園の建て替えに併せて併設するサービス種別等について検討を行っています。

検討にあたっては、たたき台が出来た段階で、箕面肢体

不自由児者父母の会や箕面手をつなぐ親の会など当事者・関係団体との懇談会、箕面市障害者市民施策推進協議会の会議等でご意見等をお伺いし、ご意見を踏まえて整備手法の検討や整備費用の積算を行い、できる限り早期に構想案を策定する予定です。

以上でございます。

②大阪弁護士会からの警告および勧告に対する対応について、
警告・勧告から4か月が経過するが検討結果を問う。

<答弁>

「大阪弁護士会からの警告および勧告に対する対応」について、ご答弁いたします。

平成28年第1回定例会の民生常任委員会でご答弁したとおり、当該文書の内容には、事実関係や法令、会計基準の解釈などについて市との認識が異なる部分があることから、現在、会計基準の解釈等について国に確認中です。

なお、当該文書は、法的な拘束力を持つものではなく、あくまで弁護士会の一つの見解であると考えております。

以上でございます。

③ー 1 箕面市指定ごみ袋製造の公平・公正なシェアについて、市は直接生産活動にかかわっていない本部職員の人件費を経費に参入可能としているが、本部職員の人件費と光熱水費は、製袋事業、農園事業、自主事業にどのように案分されているのか。割合を問う。

<答弁>

「箕面市指定ごみ袋の製造にかかる経費の算入」について、ご答弁いたします。

あかつき福社会において、共通費の按分は、就労支援の事業の会計処理の基準に基づき「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に準じて行われています。

なお、詳細については、法人内部の経理処理に関する内容となりますので、ご答弁を差し控えさせていただきます。

③ー２ ごみ袋製造事業のシェアのあり方。製袋事業シェアのあかつき園と他の事業所との工賃の差について問う。

<答弁>

「箕面市指定ごみ袋製造のシェアのあり方」について、ご答弁いたします。

これまでもご答弁してきましたが、シェアを行っている事業所は、事業形態も実施されている事業も様々です。工賃や給料は、基本的に事業収益から必要経費を差し引いて支給されるものであることから、各事業所の収支を勘案しない議論は意味がなく、また、「時給換算では作業枚数の多寡で差が出ることはない」とのご指摘についても、事業に必要な支出が同額であれば、作業枚数が多ければその分収益が増し、時給を押し上げる効果があるため、ご指摘は当たりません。

なお、製袋事業は順調に各事業所とのシェアが進んでおり、平成27年度は、全体の約6割をシェア事業所にて製造しています。

以上でございます。